

広島県告示第四百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成二十年五月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十年四月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
東広島市豊栄町清武二五九七番一地从先から 東広島市豊栄町清武二五七二番一地从先まで	新	一三・〇〇 一六・六〇	七七・〇〇	七三・〇〇	拡幅
	旧	一三・四〇 一六・三〇			
東広島市豊栄町清武二五七三番一地从先から 東広島市豊栄町清武二五六九番一地从先まで	新	一五・一〇 二四・〇〇	一〇二・五〇	一〇二・五〇	拡幅
	旧	一六・九〇 二六・四〇			
東広島市豊栄町清武二五六七番一地从先から 東広島市豊栄町清武二四五四番五地先まで	新	二二・三〇 三三・二〇	一〇一・〇〇	一〇一・〇〇	一部拡幅 一部幅員減少
	旧	一六・九〇 二六・四〇			